

## 平成 30 年度事業計画（案）

平成 30 年度は、企業等と地域との協創による地域の仕事/暮らしづくりという取組みの流れを定着させるとともに、情報発信や構成員間の情報交流に努め、企業等と地域との連携・マッチングに取り組む。また国等に対し必要な働きかけを行う。

なお会議等については分科会の設置、メール・文書等での協議などを通し効率化を図る。

### (1) 情報交流・情報発信

- ① それぞれの会員の取組みや問題認識・課題、さらには新たな動きやニーズについて、情報を収集・蓄積し、メールマガジンなどにより会員間での情報提供や情報共有を図る。また相互の信頼関係を深め、企業等と地域との協創による仕事づくりにつなげる。
- ② また情報ツールによる情報の発信を行い、さらなる展開に向け機運の醸成や普及活動を展開する。

### (2) 相互の結びつきのコーディネート（企業等と市町村等とのマッチング）

- ① 各会員が、他の市町村等又は企業等の会員の思い、ニーズ、取組みの予定などの概要を把握し理解する。
- ② その上で、各会員が、協創活動に関する意向概要を事務局に登録。それをもとに、結びつきの紹介・取次ぎを行う。結びつきのコーディネート
- ③ その際、会員のなかに協創活動の相手方が見当たらないときには、会員や協力団体のネットワークを活用し適切な者（市町村等又は企業等）を推薦する。

### (3) 推進上の課題・隘路の解決等に向けた取組み

具体・個々の協創活動に際し生じた課題や問題については事務局で受け付け、その性質等に応じ、国の関係府省の他、他の会員や協力団体に知見の提供等と呼びかけるなどの対応に努める。

### (4) それぞれの実践事例/構想のとりまとめ

実践事例や取組み構想をとりまとめ、当事者の了解のもと協議会内で共有する（共有知の蓄積）。また当事者の了解のもと、広く情報発信を行う。

### (5) 国などに対する推進のための提言や要望活動

- ① 国の関係府省に対し、推進上の課題・隘路の解決に向け施策提言を行うとともに、支援措置の創設・拡充、制度改善、規制の運用改善等を働きかける。
- ② また経済界に対し、本構想推進の観点から働き方や福利厚生、地域との関わり方などに関する提言や要請を行う。
- ③ さらに大学、研究機関などの学術研究分野に対しても、必要な協力を要請する。

### (6) その他、本構想の推進に関して必要とされる事項への取組み

協議会において、その他必要な事項についての意見を集約する。 以上